

別記様式二（第八条、第二十二條、第三十五條関係）

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

備考

- 食品単位は、100 g、100ml、1 食分、1 包装その他の 1 単位
のいずれかを表示する。この場合において、1 食分である場合
は、1 食分の量を併記して表示する。
- この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。
- 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を 0 とするものにつ
いては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括し
て表示することができる。
- この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略す
ることができる。